

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
 県民税 給与支払報告 特別徴収  
 森林環境税

整理番号  
 1 現年度 2 新年度 3 両年度

受付印 8	給与者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 630-0288 生駒市東新町8-38	担当者 課係氏名 人事課 給与係 生駒花子	7年度 指定番号 7 0010009	7月1日以降 退職時までの 給与支払額	
	氏名 生駒 一郎	名称 〇×商事株式会社	電話 0743-74-1111	8年度 指定番号 7 0010009		
フリガナ イコマ イチロウ	新姓	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 111111111111111111	内線 288	宛番号 1	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
氏名 生駒 一郎	特別徴収税額 (年税額)	異動年月日 令和0西暦 8年 9月 30日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※必ず下欄も 記載してください		
生年月日 1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成 5 令和 0 西暦 32 年 7 月 21 日	特別徴収税額 (年税額)	例) 11月10日納期の場合→10月分 6 月分から 10 月分から 9 月分まで 5 月分まで	異動の事由 番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他(↓)にその理由を記載	下記の番号 のみ記入→ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	4,000,000	
個人番号 1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9	住所 1月1日 現在 生駒市本町3-11 異動後 同上	360,000	8 年 9 月 30 日	1	控除社会 保険料額 200,000	
					退職所得等の支払額 (支払予定額) 10,000,000 円	勤続年数 20 年

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。) ※新しい勤務先への連絡が必須です※

特別徴収義務者 新しい勤務先	所在地 〒 [ ] - [ ]	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 [ ] 円 を [ ] 月分 (翌月10日納期)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額お伝えください。
	フリガナ 名称	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
				番号を記入 ← ① 必要 ② 不要

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 ←	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額 を右覧に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 [ ] 月分(翌月10日納期) で納入します。
------------	--	---------------------------	---	---

③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1	※異動年月日が1月1日～4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	注意事項 ・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。 ・該当の従業員の死亡退職の場合は、『相続人代表者指定届』 国外に出国される場合は『納税管理人申告書・承認申請書』の提出が必要です。 詳しくは生駒市課税課市民税係にお問い合わせください。
------------	--	---